

特集：年金制度の改正に見えるもの



柳 康治（企業年金・人事労務コンサルタント/メンタルトレーナー）

〈プロフィール〉1965年、横浜市生まれ。1985年、マスコミ・放送業界で技術者として就職。その後、大手広告代理店の営業を経て、1993年から社会保険労務士事務所にて、企業の労働・社会保険業務、及び賃金・人事・労務に関するコンサルタント業務に従事。2001年、「如何にして、企業（経営者）と人材（労働者）が協調性を持った事業の継続ができるのか！」をテーマとした、“人と企業をコンサルする”有限会社シー・エイチ・コンサルティングを設立。企業の賃金・人事・労務に関する経営コンサルタント業務、及び社員教育や研修などの指導に携わる。顧問パッケージサービス運営メンバー、当協会理事。

2024年 年金制度の改正の概要

2024年の年金制度の改正案について、まず最初に私の感想を上げると「国民にとって本当に恐ろしい時代がやってきた！」という言葉しか出てきません。

① 国民年金の加入期間（保険料の支払期間）を60歳から65歳まで上げる案

現状では国民年金は満20歳から満60歳までの40年間が加入期間となっておりますが、それをあと5歳、つまり65歳まで上げようとする改正案です。

国民年金の保険料は今までに段階を追って徐々に引上げられてきましたが、2023年度現在では月額16,520円（年間では約20万円）となっております。

現状の保険料額で試算すると、年間保険料の約20万円を40年間支払った場合は総額で約800万円の支払いとなりますが、この改正案ではあと5年間引上げ約100万円を上乗せして支払う（総額900万円に増額）こととなります。

ではこの保険料の支払いに対して老齢基礎年金の受給額は、2023年度では満65歳からの満額受給で月額66,250円（年間で795,000円）なので、今までであれば約10年で元が取れる状況でしたが、それが約11年4ヶ月を掛けて元を取る状況になります。しかし...

② 老齢基礎年金の月々受給額を引下げる案

①で記述したように老齢基礎年金の受給額は現在満額受給で月額66,250円ですが、これを月額50,000円までを上限とし引下げるという改正案です。

総額約900万円の保険料支払額を月額の年金受給額50,000円で元を取るためには、満65歳から15年を経過した80歳まで元気である必要があるということです。

この改正案の背景には、増々少子高齢化が進むことによる労働人口の減少とそもそも国民年金の保険料を支払っていない人が多くいる現状もあるため、ついにはサラリーマンなどが加入している厚生年金からも財源を投入しなければならない状況にまで陥っている状況にあります。よって当然のことながら、老齢厚生年金の受給額も減額せざるを得なくなるでしょう。

③ 年金を受給できる年齢を引下げる案

現在では原則満65歳から年金を満額受給するのが基本ですが、例えばこれを満67歳から、又は満70歳からという事にもなりかねない状況です。

老後資金の確保に取り組むべき

ということで結論を上げると、年金の保険料負担が更に増え、反対に年金の受給額が減り、次いで年金がもらえる年齢がどんどんと先送りされるということになるのです。

いくつになっても現役で仕事を続けて給与収入を維持しなければ老後の生活は厳しいものとなり、“長生き”そのものがリスクを伴うということになります。

では、その様な厳しい老後生活を送らないためにも「今のバリバリと現役で働いている時からご自分の老後に向けての資産を準備する」という意識がとても重要となってくるのです。

世の中で最も効率よく老後の生活資金を確保できる方法は別の機会でご紹介致します。

弁護士鍋さんの経営お役立ち情報

第4回



インターネット上の表示に関する留意点

インターネットや携帯電話を利用した消費者向け電子商取引(BtoC取引)では、消費者にとって、ウェブページ上の表示が商品・サービスの内容、取引条件等の唯一の情報源となります。

そのため、ウェブページ上の表示が不適切だと、消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいという特徴があります。

そこで、事業者には、いくつか留意するべき点があります。今日は、「表示上の留意事項」を案内します。

事業者は、商品・サービスの効果、性能を標ぼうする場合、十分な根拠があることを事前に確認する必要があります。

もし、十分な根拠なく、効果・性能があるかのように一般消費者に誤認される表示をした場合、景品表示法違反として規制される恐れがあります。

また、販売価格、送料、返品可否・条件等の取引条件についても、その具体的内容を正確かつ明瞭に表示する必要があります。

あなたが一般消費者の立場から見た場合、自社のウェブページは、どのように見えますか？

一度客観的に評価されることをお勧めします。

(田鍋)

これってパクリになりますか

はじめのつぶやき▶第1回

ドラマ「それってパクリじゃないですか？」がおもしろい。誇張し過ぎている部分はあるものの、知財マインドの啓蒙になるかと思う。

知財=知的財産には、特許や商標などだけではなく、著作権も含まれる。上述のドラマでは、一般的にはなじみにくい企業の特許や商標などの知財戦略を扱っているが、著作権についてはあまり触れられていない。

そこで、第1回は、タイトルが知的財産に該当するか、という著作権に関することをテーマにしたい。

タイトルとは題名(題号)のことである。ドラマのタイトル、小説のタイトルなど、さまざまなタイトルがある。まずはタイトルが著作権の素になる著作物に該当するか、ということであるが、タイトルは著作物に該当しないという考え方が定着している。つまり、タイトルだけに著作権は発生していないというわけである。ただし、タイトルをパクってもいいかというと、そう簡単ではない。タイトルが商標登録されていたり、不正競争防止法に規定されている不正行為に該当していたりすれば、商標法違反、不正競争防止法違反の指摘を受ける可能性は否定できない。

心配に思った方はご相談ください〜 (大谷)



Information

Twitterをフォローしていただくと、時事情報やイベント情報などを入手していただけます。匿名フォローも可能ですので、ぜひご利用ください。フォローは右のQRコードから。



制作：一般社団法人日本顧問パッケージ協会

HP : <http://commonpack.opal.ne.jp> (右のQRコード)

e-mail : info@jcpo.org

※ホームページでサービス詳細がご覧いただけます。

